

津波発生時における緊急避難施設としての
使用に関する協定書

令和7年3月7日

鈴 鹿 市

学校法人 宣真学園

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関し、鈴鹿市（以下「市」という。）と学校法人 宣真学園（以下「宣真学園」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鈴鹿市に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難施設（以下「津波避難施設」という。）として、宣真学園が所有し、管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

（津波避難施設の使用）

第2条 宣真学園は、次に掲げる施設（以下「当該施設」という。）を津波避難施設として、住民等に使用させるものとする。

名称	第一さくら幼稚園	
所在地	三重県鈴鹿市寺家三丁目2番12号	
用途・構造	用途 幼稚園	鉄筋コンクリート造
規模	地上2階（地下 階）	
建築年次	平成5年3月、昭和63年12月、昭和56年12月	
避難場所としての使用部分	屋上 220 m ² その他（2階） 290、350、170 m ² 合計 1,030 m ²	
	地表面からの高さ 屋上 7.91m、2階 4.17m	
収容人員	1,030 人（1 m ² /人）	

- 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合、外部から直接、安全かつ円滑に避難できるよう、宣真学園は、ただちに当該施設内の避難場所及びその避難経路を住民等に開放し、使用させるものとする。
- 当該施設が、鈴鹿市津波避難施設整備事業補助金の交付を受けた場合は、

当該協定の締結の日より10年以上津波避難施設として使用するものとし、その期間において、善良な管理者の注意をもって津波避難施設としての機能を維持し、避難を妨げるような改造、運用等をしないものとする。

（施設変更の報告）

第3条 宣真学園は、増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は、何らかの事情により津波避難施設としての使用が不可能となる場合には、市に報告するものとする。

（使用期間・使用料）

第4条 当該施設の使用期間は、伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された時から、津波による浸水が解消し、警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとし、宣真学園は、使用期間において、当該施設内の避難場所及びその避難経路を無償で使用させるものとする。

（施設・備品の破損時の対応）

第5条 当該施設が津波避難施設として使用された場合の施設及び備品の破損については、市が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

（避難時の事故に係る責任）

第6条 宣真学園は、当該施設に住民等が避難した際に発生した事故及び使用施設の解錠処置が不可能であった際に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、市又は宣真学園いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（津波避難施設の公開）

第8条 市は、当該施設を津波避難施設として市民に周知するものとする。
また、宣真学園は、市及び住民等が実施する津波避難訓練等において、当該施設内の避難場所の使用に関し協力を惜しまないものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、市と宣真学園が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市と宣真学園が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年3月7日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長 末松 則子

三重県鈴鹿市寺家三丁目2番12号
学校法人 宣真学園
理事長 後藤 光雄

津波発生時における緊急避難施設としての
使用に関する協定書

平成27年7月9日

鈴 鹿 市

学校法人 宣真学園

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難所としての使用に関し、鈴鹿市（以下「甲」という。）と学校法人 宣真学園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鈴鹿市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難ビルとする。

（津波避難ビルの使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

施設名称	第一さくら幼稚園
所在地	三重県鈴鹿市寺家三丁目2番12号
所有者	学校法人 宣真学園
構造等	鉄筋コンクリート造 2階建て
建築年月	建物本体：平成5年3月 屋外階段：平成27年3月
使用場所	屋上避難スペース
収容人数	約220人

（施設変更の報告）

第4条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または、何らかの事情により津波避難ビルとしての使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（使用期間）

第5条 津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（費用負担）

第6条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第7条 使用施設が津波避難ビルとして使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りでない。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故、及び使用施設の解錠措置が不可能であった際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間は、協定の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年7月9日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子



乙 三重県鈴鹿市寺家三丁目2番12号
学校法人 宣真学園

理事長

後藤光雄



